

## 後見制度について（3） ～法定後見制度②～

「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類がある後見制度のうち、前回よりまずは「法定後見制度」について、詳しくご説明しています。

法定後見制度では、元気なときに備えをしていなかったために、自分自身で正常な判断が出来なくなったら、原則として親族の力を借りなければならなくなるのが現実だと申し上げました。



「親族の力を借りる」というのは、家庭裁判所に対し「判断力が低下してしまったので、この人に後見人をつけてください」と申請する当事者になれるのが、原則として四親等以内の親族でなければならないということです。

実際に後見人等（成年後見人、保佐人又は補助人）として家庭裁判所から選任されるのは、親族とは限りません。選任するのはあくまでも家庭裁判所の裁判官ですから、誰が後見人等に選ばれるかは、その時になってみないと分からないのです。

自分自身の財産の管理や重要な意思決定の代理をしてくれる人として、どんな人が選任されるのか、当事者にとっては大変な関心事だと思います。しかし法定後見制度においては、すでにその時にはその良し悪しの判断が出来なくなっていることがほとんどです。その意味でも、事前の備えのない法定後見制度では、自分自身が主役の意思決定とはかけ離れてしまいます。

とはいえ、後見人等とは、正常な判断が難しくなった人の財産を適正に管理するという重要な責任を負う役割ですから、家庭裁判所がさまざまな事情を勘案して、裁判所の審判という形で選任してくれるのは安心だという考え方もできるでしょう。

実際にこの制度は、認知症になってしまった親御さんの財産を、子供たちのうち誰が主導権を握って管理するかという親族間の争いの中で利用されることも多く、そういう事情が垣間見られるときは、家庭裁判所はたとえ親族の中の1人が「後見人候補者」として成年後見人に立候補していたとしても、その候補者を含め親族の中から後見人等を選任することはありません。この場合裁判所は、まったく利害関係のない第三者の専門職を成年後見人として選任することになるでしょう。

いずれにしても、家庭裁判所から選任された後見人等は、正常な判断が難しくなった本人が、適切な療養看護や介護が受けられるような環境づくりをし、本人の財産を本人のために守るということを最優先して、後見人等としての業務を行わなければなりません。

決して、本人以外の家族が便利になるため、得をするための制度ではありません。後見制度について考えるときは、この軸を常に見誤らないことが何よりも重要です。

次回は、実際にどんな状況になったら、家庭裁判所に対して後見開始の申立をしなければならいかということ、具体的にお示ししながら解説いたします。 つづく